

倫理規程

前文

本財団は、定款第3条（目的）及び第4条（事業）に基づく事業等を行い、その設立の趣意に基づき、世界の人々の保健の向上と福祉の増進に寄与することを目的とする公益目的の実現のため、一貫した事業活動を続けてきた。特に新しい公益法人制度の発足に伴い、民間公益活動という市民活力の有力な担い手として公益法人の役割は、国内はもとより国際的にも益々重要性を増してきており、本財団もこの時代の要請に積極的に応えていかねばならない。このような認識のもと、本財団は、厳正な倫理に則り、公正かつ適切な事業活動を行うための自主ルールとして、以下の倫理規程を制定し、その普及と定着を図る。本財団のすべての役職員は、その社会的使命と役割を自覚し、この規程の理念が具体的行動と意志決定に活かされるよう不断の努力と自己規律に努めなければならない。

本文

（規律）

第1条 本財団は、定款第13条（規律）に基づき、倫理規程（自主行動基準）の理念と規範に則り、事業を公正かつ適正に運営し、定款第3条（目的）に掲げる目的達成に努めなければならない。

（組織の使命及び社会的責任）

第2条 本財団は、その設立目的に従い、広く公益実現に貢献すべき重大な責務を負っていることを認識し、社会からの期待に相応しい事業運営に当らねばならない。

（社会的信用の維持）

第3条 本財団は、常に公正かつ誠実に事業運営に当たり、社会的信用の維持・向上に努めなければならない。

（法令等の遵守）

第4条 本財団は、関連法令及び本財団の定款、その他の内規を厳格に遵守し、社会的規範に悖（もと）ることなく、適正に事業を運営しなければならない。

（私的利益の禁止）

第5条 本財団の役職員は、公益活動に従事していることを十分に自覚し、その職務や地

位を私的な利益の追求に利用することがあってはならない。

(利益相反の防止及び開示)

第6条 本財団の役職員は、その職務の執行に際し、本財団との利益相反が生じる可能性がある場合は、直ちにその事実の開示その他本財団が定める所定の手続に従わなければならない。

(情報開示及び説明責任)

第7条 本財団は、その事業活動に関する透明性を図るため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に開示し、基金拠出者、寄附者をはじめとして社会の理解と信頼の向上に努めなければならない。

(個人情報保護)

第8条 本財団は、業務上知り得た個人的な情報の保護に万全を期すとともに、個人の権利の尊重にも十分配慮しなければならない。

(研鑽)

第9条 本財団の役職員は、公益事業活動の能力向上のため、絶えず自己研鑽に努めなければならない。

(規程遵守の監視)

第10条 本財団は、必要あるときは、評議員会の決議に基づき、この規程の遵守状況を監督し、その実効性を確保する。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、定款第13条(規律)に則り評議員会の決議を経て行う。

附則

本規程は、平成23年11月15日から施行する。(平成23年11月15日評議員会決議)